

広島県告示第二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和八年四月二日までの間、縦覧に供する。

令和八年三月十九日

広島県知事 横 田 美 香

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二八六号	山県郡北広島町川小田字苅蔵一〇〇七六番三八地先から 山県郡北広島町川小田字苅蔵一〇〇七五番七五地先まで	令和八年三月一九日